

		<p>反応がなかったことから、同時3.2分、その旨を処遇事務室に電話報告した。</p> <p>(4) 同時3.4分頃、同室に赴いたB副看守長及びC看守部長が開扉の上、事故者の状態を確認すると、事故者が、ゴムひもの両端を結んで輪状にしたものに首を入れ、同ひもを自身の首に1回巻き付けるとともに、片端を同受け台に引っ掛けた状態でうつ伏せの姿勢になってい首しているのを発見したため、A看守部長が直ちに救命ベル通報し、B副看守長が同ひもを事故者の首から取り外した後、直ちに胸部圧迫による救命措置を開始した。</p> <p>(5) 同時3.5分頃、同ベルを受けて駆け付けた監督当直者が事故者にAEDを使用するも、電気ショックが作動することはなかったところ（電気ショックは不要である旨のアナウンス）、同時3.8分頃、胸部圧迫を継続しながら事故者を医務部診察室へ搬送した。</p> <p>(6) 同時4.0分頃、D看守長が119番通報した。</p> <p>(7) 同時4.7分頃、救急車が当所に到着したため、事故者を同診察室から操車場へ向けて連行し、同時5.0分、出廷通路前において、救急隊に引き継いだ。</p> <p>同時刻、当所医務部長（医師）の所見により事故者を[REDACTED]とした。</p> <p>(8) 午後6時1分頃、救急隊員により、外部医療機関（[REDACTED]）へ向けて事故者の搬送が開始され、同時4分頃、同[REDACTED]に到着し、酸素吸入などの救命措置が継続された。</p> <p>(9) 同時2分頃、大阪地方検察庁に対し、同時1.3分頃、奈良地方検察庁に対し、事故者を[REDACTED]とした旨を通報した。</p> <p>(10) [REDACTED]</p> <p>(11) [REDACTED]</p>
--	--	---

		<p>(12) 同月18日(木)午後6時59分、同医療機関医師の所見により病院移送が決定した。</p> <p>(13) 同月19日(金)午後3時8分、同医療機関医師により事故者の死亡が確認された。</p> <p>(14) 同時22分、大阪地方検察庁に対し、同時24分、奈良地方検察庁に対し、それぞれ事故者の死亡を通報した。</p> <p>(15) [REDACTED]</p> <p>(16) [REDACTED]</p> <p>(17) 同日午後5時40分から午後7時1分までの間、当所に来所した大阪地方検察庁検察官検事1名、同検察庁検察事務官1名、大阪府警察本部刑事部検視調査課警察官2名及び大阪府都島警察署刑事課強行犯係警察官2名による現場検証が実施された。</p> <p>(18) 同日午後7時27分から午後8時9分までの間、[REDACTED]において、上記(17)記載の検事等6名による事故者の司法検視が実施され、併せて、本職により事故者の行政検視(医務部長立会)を実施した。</p> <p>なお、検事から、司法解剖は実施しない旨の判断が示され、医務部長からは、事故者の直接死因は「心停止」であり、その原因については「窒息」による「低酸素脳症」の診断が示された。</p> <p>(19) [REDACTED]</p> <p>(20) [REDACTED]</p> <p>(21) [REDACTED]</p>
--	--	--

	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事案による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>(22)</p> <p>6 ゴムひも（貸与ズボン下の腰回りから引き抜いたもの。長さ約60センチメートル×幅約1.4センチメートル）</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9</p>
<p>関係被収容者</p>	<p>1 関係被収容者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 刑の起算日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 犯数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本籍</p> <p>13 住所</p> <p>14 要注意者等の指定の有無</p> <p>15 その他</p>	<p>1 未決拘禁者</p> <p>2 刑事被告人</p> <p>3</p> <p>4 (5歳)</p> <p>5</p> <p>6 該当事項なし</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9</p> <p>10 該当事項なし</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15 特記事項なし</p>
<p>職員の状況</p>	<p>1 配置及び勤務状況</p>	<p>1 事故発生時、[]に移行しており、昼夜間勤務係に指定されている職員[]名に加え、監督当直者[]名、副監督当直者[]名、医務当直者[]名及び事務当直者[]名の[]名で勤務していた。事故者を収容していた居室棟については、[]</p> <p>[]事故者を収容していた[]は当時[]名が収容されていたところ、[]で計[]名</p>

	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>2 該当事項なし</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>1 収容人員</p> <p>2 取材・報道関係</p> <p>3 その他</p>	<p>1 本件事故当日の開室人員は1,033名であり、 には30名(事故者を含む。)が収容されていた。</p> <p>2 本年1月20日(土)午後1時31分頃、大阪司法記者クラブ幹事社宛てに本件事案を公表したところ、その後、10社からの取材があり、本日現在、2社(朝日新聞及びNHK(ネット記事))による報道を確認している。</p> <p>3 該当事項なし</p>